

田野町新築住宅建設促進事業補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田野町新築住宅建設促進事業補助金条例（平成28年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内建設事業者 第11条第1項の規定による事業者
- (2) 町税等 田野町税条例（昭和40年条例第6号）第3条及び田野町国民健康保険条例（昭和45年条例第3号）第10条に規定する税をいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、建築した新築住宅に課せられる初年度の固定資産税の軽減額（田野町税条例（昭和40年条例第6号）附則第10条の3第1項の規定により軽減処置をうける税額）（以下「新築軽減税額」という。）相当額の3年間分の額とする。

- 2 第2条第1号に規定する町内建設事業者により建築する場合には、新築軽減税額相当額の7年間分の額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、固定資産税納税通知書及び固定資産税額変更通知書（以下「納税通知書等」という。）受領後に補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 個人情報に関する同意書（様式第5号）。ただし、転入者は除く
- (2) 転入者については、納税証明書
- (3) 第3条第2項に該当する場合は、当該新築住宅の建築費にかかる領収書の写し
- (4) 第3条第2項に該当する場合は、第9条各号に規定する証明書類
- (5) 誓約書（様式第6号）

- 2 前項の申請は、新築した住宅に課せられる初年度の納税通知書等を受領した年の12月28日までの間に申請しなければならない。

(補助金交付決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めるときは、補助金交付申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金の交付時期は、新築した住宅に対し固定資産税が課せられる初年度に一括し

て交付するものとする。

- 2 当該新築住宅に課せられた初年度の固定資産税が更正されたことにより、第4条第2項の申請期間を超えて新築軽減税額相当額に変更が生じた場合は、その都度補助金の交付または返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の交付決定に基づき、補助金交付請求書(様式第4号)により町長に請求するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに交付決定者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この規則に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (3) 交付決定者が、補助金を交付された日から起算して5年以内に町外に転出したとき、又は当該事業に係る住宅を譲渡し、滅失（災害によるものを除く）し、及び他の利用目的で使用したとき。
- (4) 田野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第3号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当すると認められたとき。

(町内建設事業者の証明)

第9条 この規則に基づき新築住宅の建設を行う施工事業者は、町税等町に対する債務を滞納

していない者で、町内に本店又は事業所を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する都道府県知事等の許可を受けている事業者であること。

- 2 前項の規定を満たす事業者は、次に掲げる書類を申請者に提出すること。ただし、添付す

る書類について、町が保有する公募等により確認することができる場合または田野町住宅リフォーム補助金交付要綱（平成27年要綱第4号）第16条の登録を受けている事業者は、これを省略することができる。

- (1) 町税等に係る納税証明書
- (2) 建設業法許可証明書の写し
- (3) 第2項ただし書きによる公募等の確認を要する場合は、町内建設事業者の納税状況確認のための同意書（様式第7号）

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(失効)

2 この規則は、令和6年12月28日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この規則の失効後も、なおその効力を有する。